

生活を支えるための支援一覧



支援名	内容	問い合わせ
特別定額給付金	国内在住者全員に1人10万円を給付 ※申請は8月24日(月)まで	感染症対策室 ☎(21)1180
地域活性×梁(かけはし)商品券	18ページに詳細	感染症対策室 ☎(21)1180
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金でお困りの方へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎(22)7243
市税の納税猶予	収入が減った人への納税猶予制度	税務課 ☎(21)0215
保険税・保険料の減免 傷病手当金の支給	18ページに詳細	税務課 ☎(21)0214 / 健康づくり課 ☎(21)0258
年金保険料などの猶予	収入が減った人および事業所への国民年金・厚生年金保険料の猶予制度	日本年金機構高梁年金事務所 ☎(21)0570
住宅確保給付金	住居を失った人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎(22)9111
持続化給付金	影響を受けた事業者(法人・個人)が事業を継続するための給付金	持続化給付金申請サポート会場 ☎0570-077-866
がんばろう高梁! 事業継続支援金	19ページに詳細	産業振興課 ☎(21)0229
企業活動継続支援事業	中小企業などの職場環境整備や人材育成、業績の回復に対する補助金	(公財)岡山県産業振興財団 ☎086(286)9677
新型コロナウイルス感染症特別貸付/特別利子補給制度	運転資金や設備資金を実質無利子・無担保で融資するなど	日本政策金融公庫事業資金相談 ☎0120-154-505 / 中小企業融資・給付金相談窓口 ☎0570-783183
がんばろう高梁! 設備改修補助金	19ページに詳細	産業振興課 ☎(21)0229
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金の融資認定	産業振興課 ☎(21)0229
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成する国の事業	ハローワーク高梁 ☎(22)2291
高梁市雇用安定助成金	国の雇用調整助成金などの交付決定額の3%を市が追加で助成	産業振興課 ☎(21)0229

個人向け

事業者向け

お知らせ

地域活性×梁(かけはし)商品券

新型コロナウイルス感染症により地域経済が広く影響を受けていることから、市民生活を支援し、消費拡大により地域経済の活性化を図るため、市内の登録店舗などで使える「地域活性×梁(かけはし)商品券」を発行します。

配布対象 7月1日時点で高梁市に住民登録をしている人

配布額 1人に付き5000円分(500円券10枚)

配布方法 対象者が属する世帯の世帯主宛てに、世帯構成員分をまとめて、7月下旬から簡易書留で郵送します。8月中旬までに届かなかった場合は感染症対策室へお問い合わせください。

使用が可能な店舗 商品券が使用できる店舗などの一覧表を商品券に同封して送付するほか、市ウェブサイトに掲載し随時更新します。

使用期限 令和2年11月30日(月)



商品券取り扱い店舗(事業者)の募集

登録資格など 市内に店舗、または事業所を有する事業者で、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を行っていること。

登録の方法 登録申請書に振込口座を確認できる書類を添付して感染症対策室へ提出してください。

登録期限 9月30日(水)

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

☎感染症対策室 ☎(21)1180

出産特別応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱えながら出産された女性や家族、新生児を支援するため、また、定額給付金を受給した0歳児との不平等感解消のため、新生児1人あたり10万円を給付します。

給付対象 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した人のうち、出生時に高梁市の住民基本台帳上で父、または母の世帯に属し、本応援金の申請書提出時に市に居住している子

受給対象 給付対象者の父、または母

申請方法 申請書を健康づくり課、

または地域局へ提出、もしくは郵送してください。

※ただし、事業開始日時点で既に出生している場合、または妊娠届け出済みである場合には、対象者に申請書類を送付します。

申請期限 出生日から起算して6カ月以内

提出書類 ①高梁市出産特別応援金給付申請書兼請求書 ②出生が確認できる書類の写し(出生証明書など)

③振込口座を確認できる書類 ④受給対象者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

その他 応援金の給付に加え、生後4カ月ごろまでに行う「赤ちゃん訪問」の際、不織布マスク(50枚入り)1箱とアルコール手指消毒薬1本をお渡しします。

☎健康づくり課 ☎(21)0258

保険税・保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定以上減少する見込みである場合など要件を満たす人は、保険税・保険料が減免となる場合があります。

対象の保険税・保険料

①国民健康保険税 ②介護保険料

事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者、個人事業主の事業継続と経営安定化を支援するため、最大20万円の緊急的な支援金を交付します。

条件 2月から6月までのいずれかの月の売上高が前年同月比で20%以上減少していること

対象事業者 次の全てに該当する中小企業・小規模事業者 ①市内に主たる事業所を置いていること ②令和2年3月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、さらに今後

も事業を継続する意思があること

支援金額

中小企業者の場合 20万円

小規模事業者の場合 10万円

※1事業者につき申請は1回限り

申請方法 所定の交付申請書に必要事項を記入のうえ、12月28日(月)までに、次の書類を添えて産業振興課へ提出してください。

①前年度の確定申告書類の写し ②売上減少となった月の売上高が分かる書類

③振込口座を確認できる書類 ④本人確認書類(個人のみ)

☎産業振興課 ☎(21)0229

③後期高齢者医療保険料 **減免要件(一部抜粋)**

○主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

○主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯であること ※詳細な要件はお問い合わせください

☎①②税務課 ☎(21)0214 / ③健康づくり課 ☎(21)0258

傷病手当金の支給について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、事業主と雇用関係にある被用者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどしたため、勤務ができなくなり、給与などの支払いを受けることができなくなった人へ傷病手当金を支給します。

支給対象日数

就労することができなくなった日を含めて3日を経過した日から、就労することができなかった期間のうち、就労を予定していた日数

支給額 1日につき、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

※詳細な要件はお問い合わせください

☎健康づくり課 ☎(21)0258

感染症拡大を防ぐための設備改修補助金

新型コロナウイルス感染防止対策として、店舗設備の改修、または備品などの導入を計画している事業者に補助金を交付します。

対象事業者 市内で営業する対面サービスを行う店舗(宿泊業、飲食業、小売業、道路旅客運送業など)

補助対象経費 4月1日から8月31日(月)までに設置した次の事業に要する経費(1万円以上のもの)

①飛沫感染防止対策の仕切り ②非接触型自動水栓 ③換気扇

補助金額 補助対象経費の2分の1以内で上限10万円

※1店舗につき申請は1回限り

申請方法 所定の交付申請書に必要事項を記入のうえ、12月28日(月)までに、対象経費が分かる書類を添えて産業振興課へ提出してください。

実績の報告 補助事業完了後、実績報告書に次の書類を添えて産業振興課へ提出してください。

①支払いしたことを証する書類(請求書・領収書)の写し ②実施後の写真など

③振込口座を確認できる書類

☎産業振興課 ☎(21)0229